

高知県公安委員会告示生企第12号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月25日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

別表のとおり

別表

申請者	遊技機の種類、型式名及び検定番号	検定の有効期間
東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー 株式会社銀座 代表取締役 後藤 正人	ぱちんこ遊技機 Pいくさの子GFPP 4P0453	告示の日 から3年 間
愛知県名古屋市中区錦三丁目24番4号 京楽産業. 株式会社 代表取締役 榎本 善紀	回胴式遊技機 LパチスロD4DJKB 4S0424	告示の日 から3年 間
東京都江東区有明三丁目7番26号 有 明フロンティアビルA棟 株式会社メーシー 代表取締役 湯澤 哲	ぱちんこ遊技機 PメイドインアビスMR 3P1657	告示の日 から3年 間